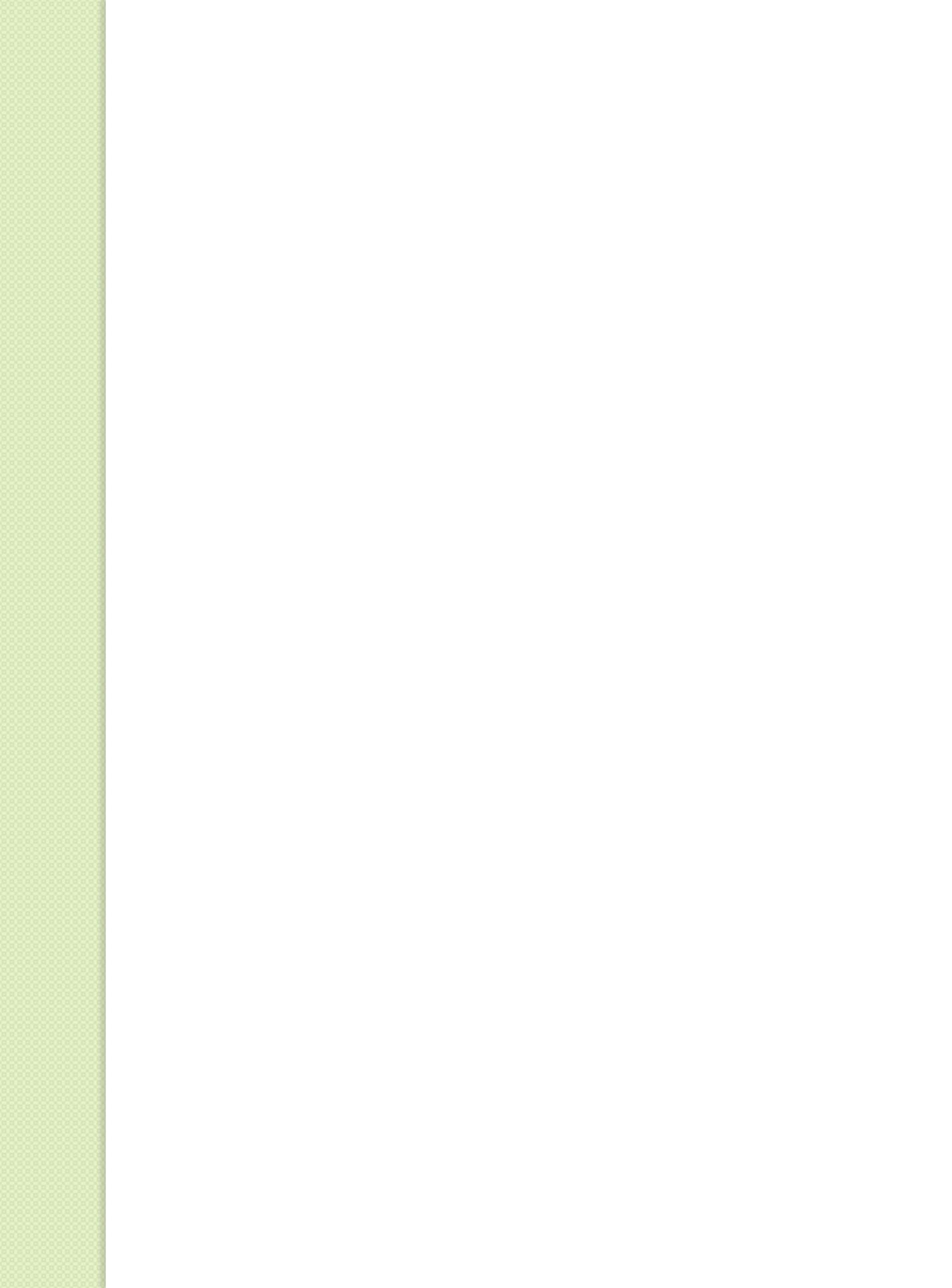


双葉町への 立入りのしおり

令和元年10月（第8版）

福島県双葉町



目次

双葉町への立入りについて

- ◆ 双葉町への立入りルート・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- ◆ 新設ゲート・スクリーニング場案内図・・・・・・・・・・ P. 2
- ◆ 双葉町内への立入りにあたって・・・・・・・・・・ P. 3・4
- ◆ 休憩施設・仮設トイレ・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5・6
- ◆ 立入当日にお持ちいただくもの・・・・・・・・・・ P. 7
- ◆ 双葉町内ゲート及び国道6号立入りルート【図】・・・・ P. 8
- ◆ 双葉町内立入りスケジュール・・・・・・・・・・ P. 9・10

町民一時立入り（帰還困難区域）

- ◆ マイカーによる立入り・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 11
- ◆ バスによる立入り・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 12
- ◆ 【一時立入りに関するお知らせ】（見本）・・・・ P. 13

避難指示解除準備区域への立入り（両竹・中野・中浜地区）

- ◆ 避難指示解除準備区域への立入り・・・・・・・・・・ P. 14
- ◆ 両竹・中野・中浜地区立入りルート・・・・・・・・・・ P. 15
- ◆ 浜野橋バリケード迂回路・仮橋案内図・・・・・・・・ P. 16

公益目的での一時立入り

- ◆ 公益目的での一時立入りについて・・・・・・・・・・ P. 17
- ◆ 申請手続き・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 17・18
- ◆ 公益目的の一時立入りに関する申請書（記入例）・・・・ P. 19・20

特別通過交通について

- ◆ 特別通過交通制度・特別通過交通対象ルート・・・・ P. 21・22
- ◆ 特別通過交通制度を利用するにあたっての注意事項・・・・ P. 23

双葉町民以外の方のお墓参りについて

- ◆ 申請手続き・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 24
- ◆ 入域可能時間及び通行ルートについて・・・・・・・・ P. 24
- ◆ お墓参り当日お持ちいただくもの・・・・・・・・ P. 24
- ◆ お墓参り専用通行証申請書（記入例）・・・・ P. 25・26
- ◆ お墓の場所と経路を示した地図（記入例）・・・・ P. 27

◆ 連絡先一覧

双葉町への立入りについて

◆ 双葉町への立入りルート

双葉町内ゲート

- ① 国道288号 山田ゲート（新設）：双葉町山田手子塚地内
- ② 国道6号 寺内前交差点東西ゲート：コメリ・寺内前霊園
- ③ 国道6号 牛踏交差点東西ゲート：双葉町役場・郵便局
- ④ 国道6号 高万迫交差点東ゲート：パークヒルズ入口
- ⑤ 国道6号 東北レミコン南交差点東ゲート

スクリーニング場 ※16時までにお戻りください

- ① 高瀬スクリーニング場（国道6号沿い）
- ② 加倉スクリーニング場（国道114号沿い）
- ③ 大川原スクリーニング場（県道35号いわき浪江線沿い）
- ④ 高津戸スクリーニング場（県道36号小野富岡線沿い）
- ⑤ 毛萱・波倉スクリーニング場（福島第二原発隣接駐車場）
- ⑥ 中屋敷スクリーニング場（国道288号沿い）
- ⑦ 津島活性化センタースクリーニング場（国道114号沿い）

帰還困難区域に立入りする場合には、行き返りにスクリーニング場へお立ち寄りいただき、必ずスクリーニングを受けてください。

◆ 新設ゲート・スクリーニング場案内図



◆ 双葉町内への立入りにあたって

- **放射性物質の汚染は、体に感じることはできません。**
 - ・ 線量が周辺に比べ高くなる地点(ホットスポット)がありますので、十分ご注意ください。
 - ・ 健康への影響が心配されます。15歳未満の方や妊娠されている方は、立入りをご遠慮ください。
- 立入りが可能な時間は、**午前9時～午後4時**です。時間内にスクリーニング場までお戻りください。宿泊はできません。
 - ※ 避難指示解除準備区域(両竹・中野・中浜地区)内の町境バリエードの開閉時間は、午前6時～午後5時となっております。ご注意ください。
- 立入り時には**通行証と身分証明書**(運転免許証や保険証など) **を携行**してください。通行確認ゲートの通過などに必要となります。
- 帰還困難区域内から持ち出せるものは、スクリーニングを受けて**基準値(1万3千cpm)を下回るもの**となります。
 - ・ 食べ物、飲み物、薬品、化粧品など、体に直接入るものや触れるものは、持ち出しをお控えください。
- 防災緊急放送やラジオなどで防災情報を収集し、地震・津波が発生した際は安全確保を最優先してください。
- 交通事故に気を付けて、**安全運転をお願いします。**
 - ・ 通行規制や道路が損傷している場合があります。通行の際には、安全に十分ご注意ください。
- 盗難が確認されたときは、警察へ届けてください。
 - ・ 双葉警察署浪江分庁舎 電話番号0240-34-2141
- 野生化した動物に十分注意してください。
 - ・ 不用意に近づいたり、声をかけたりしないでください。

- 体調不良を感じたら、無理をしないでください。
 - ・ 締め切った室内では熱中症などのリスクが高まりますので、水分補給をしながら適度な休憩をはさんでください。
- ライフライン（電気・ガス・上下水道）は、復旧まで使用することができません。飲料水・防火用水などは各自十分にご準備してください。
- 町内に仮設トイレを設置しております。上下水道や浄化槽が復旧するまでは、仮設トイレをご利用ください。
 - ※ 仮設トイレの設置場所は、P. 5～6をご確認ください。
- **火の取り扱い、原則禁止**です。
 - ・ 火災予防のため、火気の扱いは禁止しております。
- 家庭ごみにつきましては双葉町の広報紙等でお知らせしておりますルールで、最寄りのごみステーションにお持込みしてください。
 - ※ 東京電力ホールディングス(株)福島復興本社双葉町グループにおいて運搬のサポートをしておりますので、事前にお問い合わせください。
 - 受付時間：午前9時～午後12時
午後1時～午後5時(土日・祝日及び年末年始を除く)
 - 連絡先：080-6847-2986
- 町内のガソリンスタンドはお休みの日があります。
 - ・ 高速道路をご利用の場合は燃料の残量に十分ご注意ください。

◆ 休憩施設・仮設トイレ

● 双葉町コミュニティーセンター

住民一時立入りの際、双葉町コミュニティーセンター1階の多目的スペースが休憩所としてご利用いただけます。

● 利用可能な時間

午前9時から午後3時です。

※町民一時立入り休止日、及びバスによる町民一時立入りの日は休館となります。

● 所在地

双葉町大字長塚字町西39番地の22

● 利用可能な設備等

1階多目的スペース（休憩所）

男女トイレ及び多目的トイレ

AED（自動体外式除細動器）

500mlペットボトル飲料水の配布（立入者1名につき1本）

● 注意事項

館内への入口は、建物南側出入り口のみです。駐車場は、**駅南側の公営駐車場**を使用してください。入館される際にはタイベックスーツ、靴カバーは脱いでお入りください。脱いだタイベックスーツ等はスクリーニング場に持参して処分してください。

館内にゴミ箱はありませんのでゴミは各自でお持ち帰りください。

※施設管理人として、開館時間中2名の町臨時職員が常駐しています。

● 休憩施設「双葉ふれあい広場」

前田建設工業株式会社様のご厚意により、事業所の一角を休憩施設「双葉ふれあい広場」としてご利用できます。

● 利用可能時間

午前9時30分～午後4時30分まで

年末年始の長期休暇等を除く全日（土日・祝日もご利用いただけます）

● 所在地

双葉町大字長塚字寺内前（国道6号東側）

● 利用可能な設備等

休憩室（20名程度着席可能）

自動販売機・ウォーターサーバー

水洗トイレ

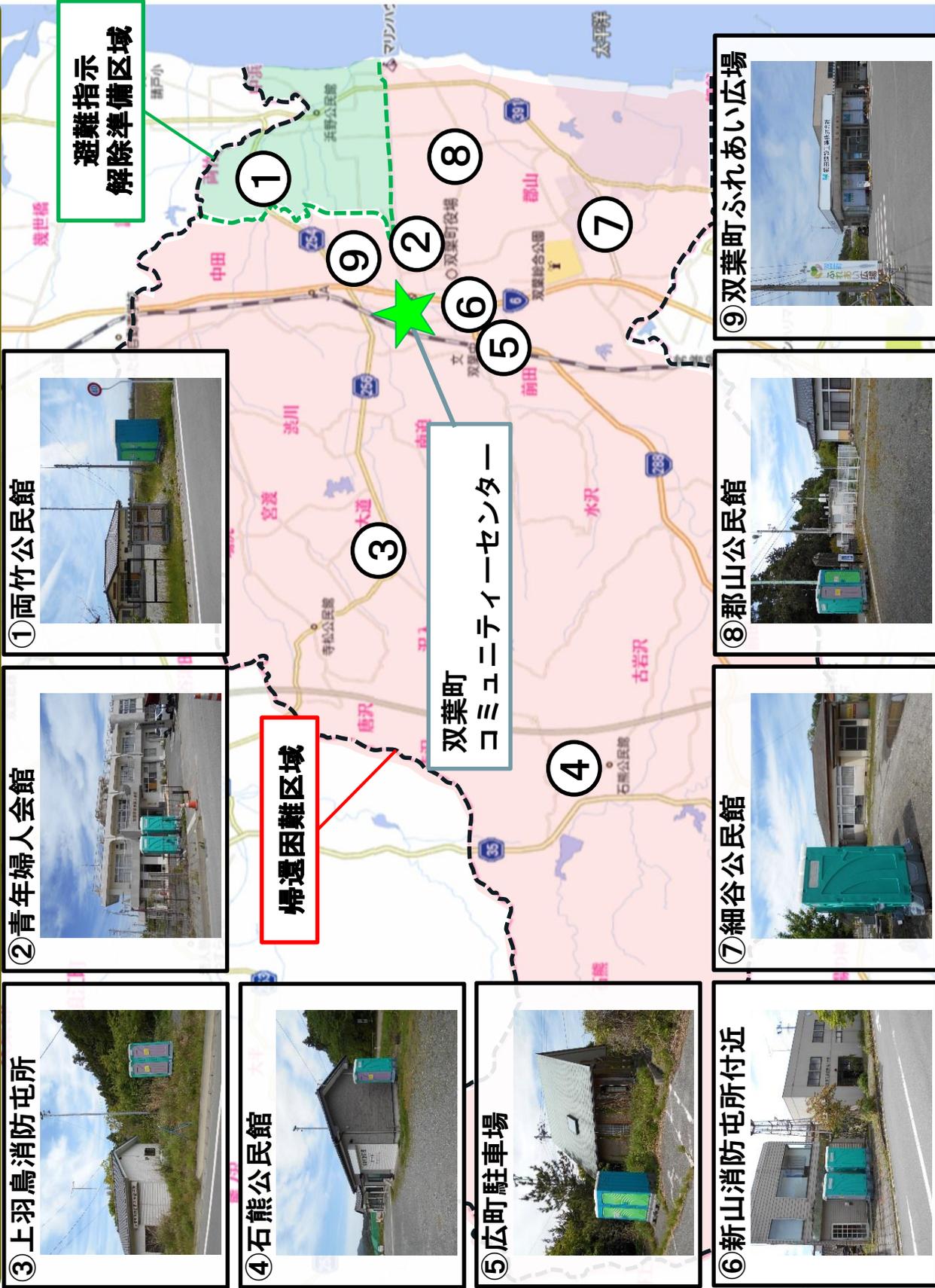
ドローンによる町内空撮映像・双葉町再現模型

● 仮設トイレ

双葉町内に8ヶ所設置してありますのでご利用ください。

設置場所につきましては右ページをご確認ください。

◆ 双葉町内トイレ設置場所一覧

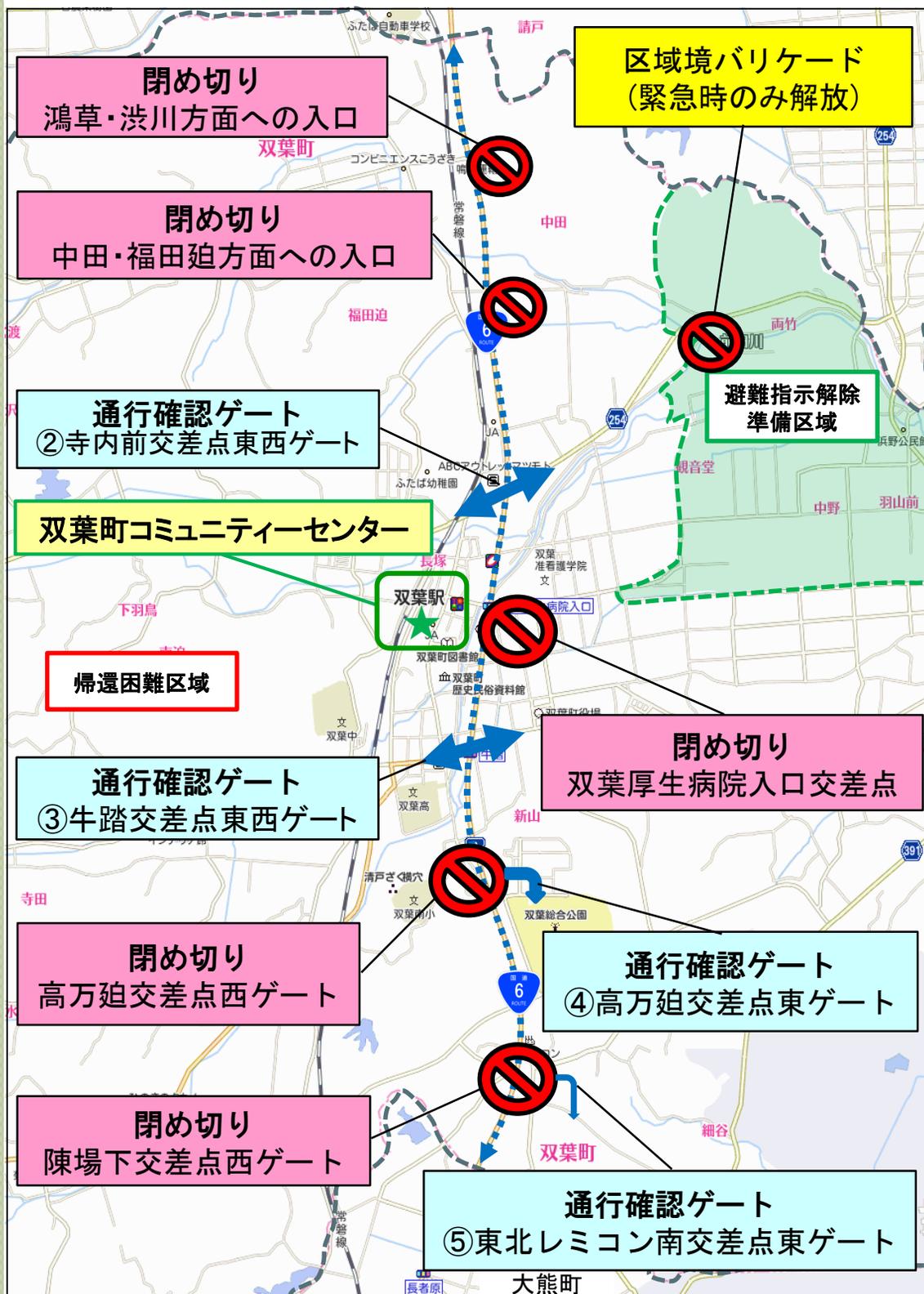


◆ 立入当日にお持ちいただくもの

※ 立入日に通行ゲートでの確認の際、関係書類等が揃っていない場合申請済みであったとしても立入りをお断りすることとなりますので、必ず下記書類を忘れずにお持ちください。

- **マイカーでの町民一時立入り**
 1. 住民一時立入車両通行証
 2. 立入者名簿
 3. 身分証明書（車両1台につき1名分）
- **バスでの町民一時立入り**
 1. バスによる一時立入りについて（お知らせ）
 2. 立入者名簿
 3. 立入者全員分の身分証明書
- **公益目的での一時立入り**
 1. 公益一時立入車両通行証
 2. 立入者名簿（提出いただいた申請書の写し）
 3. 立入者全員分の身分証明書
- **お墓参りでの立入り**
 1. 双葉町内お墓参り専用通行証
 2. 立入者名簿（提出いただいた申請書の写し）
 3. 立入者全員分の身分証明書

◆ 双葉町内ゲート及び国道6号立入りルート【図】



※矢印で示した交差点のみ通行できます。その他の側道、交差点はバリケードで閉鎖されております。

双葉町内立入スケジュール（令和元年10月～12月）

【注意】天候により、やむを得ず一時立入りを中止することがあります。

一時立入り実施スケジュール【令和元年10月分】

マイカー立入り
 バス立入り
 立入り休止

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
津島活性化センタースクリーニング場																		バス立入り（加倉・毛萱）													
加倉スクリーニング場	20時			20時														バス立入り（加倉・毛萱）					20時	20時							
高瀬スクリーニング場																		バス立入り（加倉・毛萱）													
中屋敷スクリーニング場																		バス立入り（加倉・毛萱）													
大川原スクリーニング場																		バス立入り（加倉・毛萱）													
高津戸スクリーニング場																		バス立入り（加倉・毛萱）													
毛萱・波倉スクリーニング場	20時			20時														バス立入り（加倉・毛萱）					20時	20時							

一時立入り実施スケジュール【令和元年11月分】

マイカー立入り
 バス立入り
 立入り休止

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
津島活性化センタースクリーニング場															バス立入り（加倉・毛萱）																
加倉スクリーニング場															バス立入り（加倉・毛萱）						20時	20時									
高瀬スクリーニング場															バス立入り（加倉・毛萱）																
中屋敷スクリーニング場															バス立入り（加倉・毛萱）																
大川原スクリーニング場															バス立入り（加倉・毛萱）																
高津戸スクリーニング場															バス立入り（加倉・毛萱）																
毛萱・波倉スクリーニング場															バス立入り（加倉・毛萱）							20時	20時								

一時立入り実施スケジュール【令和元年12月分】

マイカー立入り
 バス立入り
 立入り休止

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
津島活性化センタースクリーニング場															バス立入り（加倉・毛萱）																
加倉スクリーニング場															バス立入り（加倉・毛萱）			20時	20時									20時	20時		
高瀬スクリーニング場															バス立入り（加倉・毛萱）																
中屋敷スクリーニング場															バス立入り（加倉・毛萱）																
大川原スクリーニング場															バス立入り（加倉・毛萱）																
高津戸スクリーニング場															バス立入り（加倉・毛萱）																
毛萱・波倉スクリーニング場															バス立入り（加倉・毛萱）			20時	20時									20時	20時		

町民一時立入り(帰還困難区域)

◆ マイカーによる立入り

● マイカー立入りの流れ

立入希望日前日までの受付時間内(平日午前8時～午後8時、
土日・祝日午前8時～午後5時)にコールセンター(電話
0120-220-788)へ申し込みのうえ、必要事項を
伝えてください。

【必要事項】

問い合わせ番号・世帯主名・車両情報・スクリーニング
場・立入希望日・立入人数・立入り先など

オペレーターへお伝えいただければマイカー立入り申し込み
完了となります。

※ 通行証の事前送付はありません。立入当日、申し込みを
した受付スクリーニング場での交付となります。

● 立入日当日のスクリーニング場受付での立入り

当日受付は、津島活性化センター、加倉、高瀬、高津戸及
び毛萱・波倉の5つのスクリーニング場で受付時間内(午前
9時～正午0時)までにスクリーニング場スタッフへ当日
受付希望する旨とコールセンター申込み時と同様に、【必
要事項】をお伝えください。

事務手続き完了後、当日立入りとなります。

● マイカー立入りにおける注意事項

- ・ バスによる立入り開催日のマイカー立入りはできません。
- ・ 受付上限世帯数が設定された日の当日受付はできません。
あらかじめコールセンターへ事前申し込みをしてください。
- ・ 当日受付での立入りは、事前申し込みと比べて、受付に
時間がかかる場合がありますので、予めご了承ください。

◆ バスによる立入り

バスの立入り申し込み期間は黄色枠のとおり1か月前で締切となります。必ず締切日までにコールセンターへ申し込みをしてください。※バス立入りの当日申し込み・受付はありません。

申し込み締切日	9月17日(火)		10月14日(月)		11月12日(火)		2月13日(木)	
年月	令和元年10月		令和元年11月		令和元年12月		令和2年3月	
バス立入り日	18日(金)	19日(土)	15日(金)	16日(土)	13日(金)	14日(土)	13日(金)	14日(土)
加倉スクリーニング場	40世帯	40世帯	40世帯	40世帯	40世帯	40世帯	40世帯	40世帯
毛萱・波倉スクリーニング場	40世帯	40世帯	40世帯	40世帯	40世帯	40世帯	40世帯	40世帯

● バス立入りの流れ

1. コールセンターへ連絡し必要事項を伝えてください。

【必要事項】

問い合わせ番号・世帯主名・立入希望日・送迎バスの有無・立入り先など

2. コールセンターから「バスによる一時立入りについて(お知らせ)」が届きます。
3. 「バスによる一時立入りについて(お知らせ)」に記載されている集合場所へお集まりください。

● お出かけになる前に

- ・ 集合時間及び集合場所は、「バスによる一時立入りについて(お知らせ)」に記載されています。
- ・ バスでの立入りができなくなった場合は、必ずキャンセルの連絡をしてください。
- ・ 緊急時連絡が必要になる可能性がありますので、携帯電話をお持ちの方は当日ご持参してください。
- ・ 天候に応じた準備をお願いします。
- ・ 一世帯当たりのバス立入りの人数上限は3名までとなります。
- ・ 立入り時間は自宅付近でバスを降車してから2時間が上限となります。
- ・ ご自宅の鍵などをお忘れにならないようご注意ください。
- ・ 線量計などの資機材は忘れずに返却してください。
- ・ 飲食物は各世帯で用意してください。

◆【一時立入りに関するお知らせ】（見本）

上半期と下半期の年2回各世帯主様にコールセンターより送付されますのであわせてご確認ください。

〒100-0000

福島県福島市福島町1-1-1

福島 太郎 様

0000001

見本

【マイカー・バス共通】

令和元年度下半期 (令和元年10月～令和2年3月)

一時立入りに関するお知らせ

(1) マイカーを利用した帰還困難区域への立入り、バスを利用した立入りには、申し込みが必要です。

【一時立入り受付コールセンター】

- 電話番号：**0120-220-788（フリーダイヤル）**
(昨年度と同じ番号です)
- 受付時間：平日8:00～20:00、土日・祝日8:00～17:00

(2) マイカーを利用した立入りでは、津島活性化センター、加倉、高瀬、高津戸及び毛萱・波倉の5つのスクリーニング場で**当日受付**が可能です。受付日・時間などの注意事項（P7）について確認の上お越してください。

- (※1) 申し込みの方法・締切、スケジュールなどの詳細については、当冊子や専用HP(<http://www.ichijitachiiri.com>)をご参照ください。
- (※2) 気象状況等により、やむを得ず一時立入りを中止することがあります。
- (※3) 居住制限区域・避難指示解除準備区域へのマイカー立入りに関しては、特段の申し込みは必要ありません。

申し込み時及び立入り時には右の問い合わせ番号をお伝えいただくと手続きがスムーズに進みます。問い合わせ番号は各世帯固有の番号となっています。

問い合わせ番号

「0000000」

避難指示解除準備区域への立入り

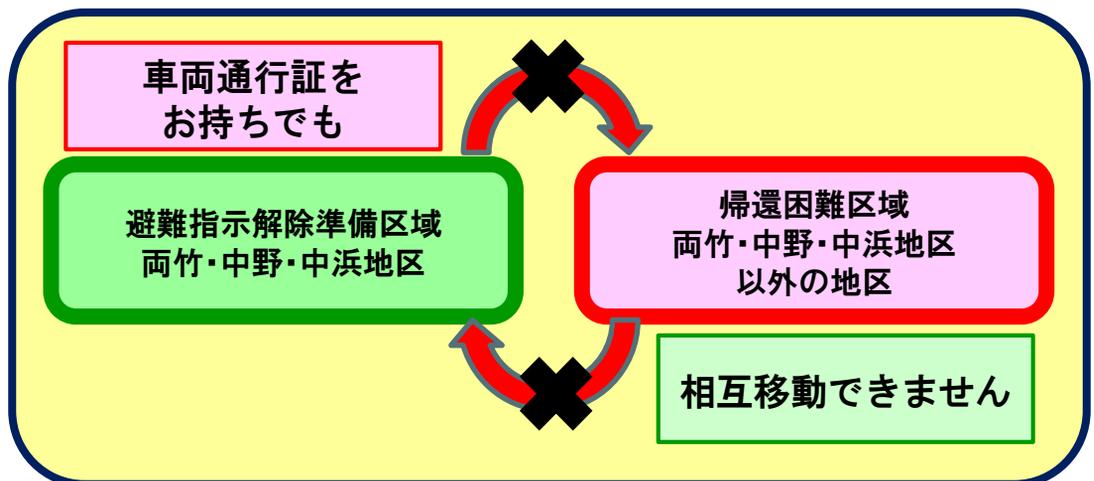
(両竹・中野・中浜地区)

◆ 避難指示解除準備区域への立入り

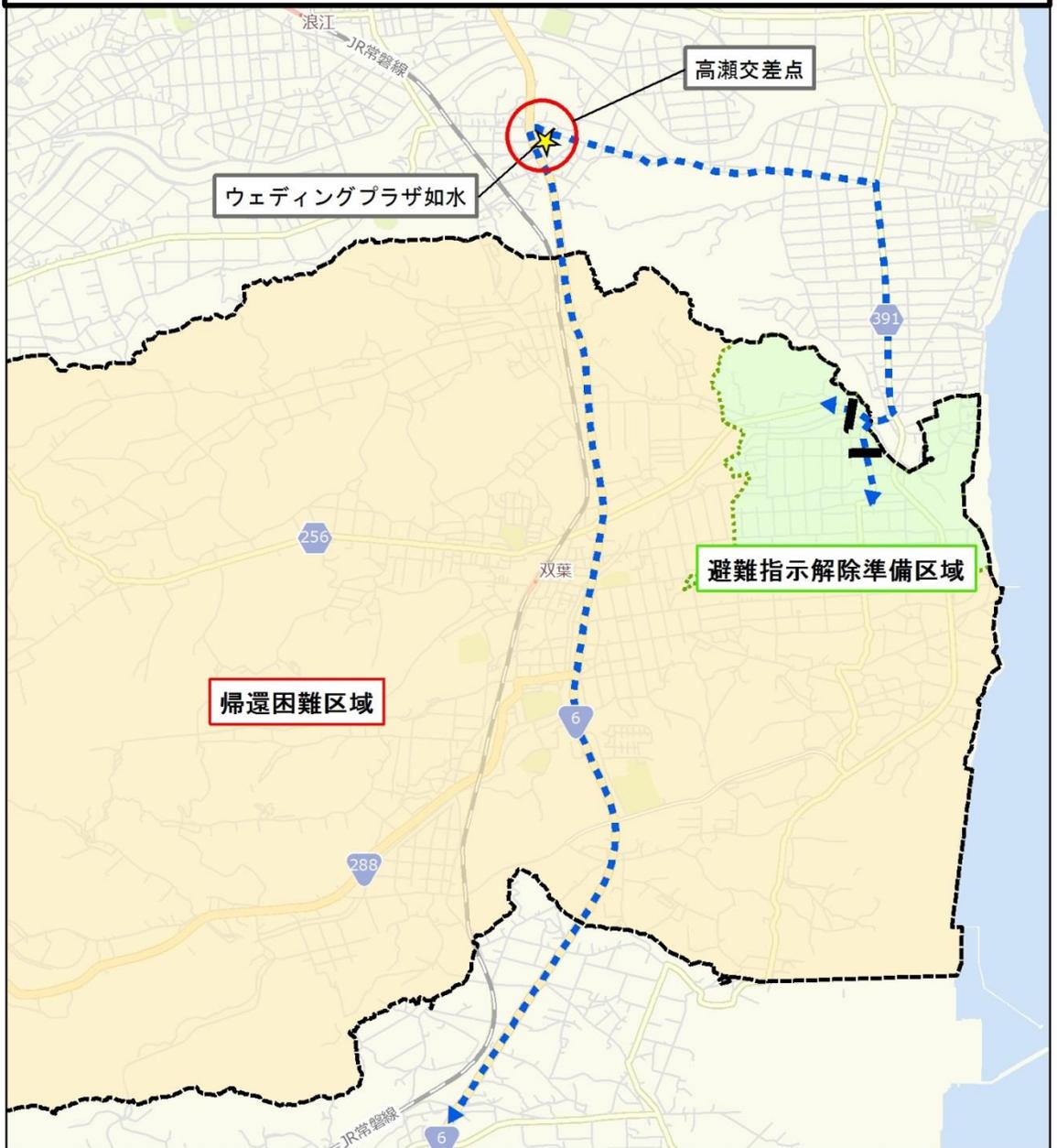
平成28年4月1日より避難指示解除準備区域(両竹・中野・中浜地区)の立入車両通行証は不要となり、自由に立入り(午前6時から午後5時まで)出来るようになりました。

- **国道6号高瀬交差点**からの立入りとなります。なお、中野地区へは、浜野橋復旧工事により迂回路からの立入りとなります。詳しくは「浜野橋バリケード迂回路・仮橋案内図」(P15・16)をご確認ください。
- **国道288号(郡山市方面)**から両竹・中野・中浜地区へ立入りの場合は大熊町内を通過して、国道6号へ出ていただく必要があります。詳しくは特別通過交通について(P21)をご確認ください。
- 避難指示解除準備区域(両竹・中野・中浜地区)と帰還困難区域(両竹・中野・中浜地区以外の地区)間は自由に相互移動できません。
- 立入りルート、及びバリケードの設置個所の詳細は次ページをご覧ください。

※ 両竹・中野・中浜地区に住所を有する方の帰還困難区域への立入りは双葉町住民生活課へお問い合わせください。



◆両竹・中野・中浜地区 立入りルート



凡例

- 両竹・中野・中浜地区 立入りルート
- 町境バリケード

公益目的での一時立入り

◆ 公益目的での一時立入りについて

- **帰還困難区域への公益目的の一時立入りとは**
帰還困難区域への公益目的の一時立入りは、帰還困難区域内において用務を行う自治体に申請し、自治体から認められた上で、自らの責任において当該区域に立入りを行うものです。
- **一時立入りができる対象者の条件と概要**
町が政府の原子力災害対策本部と調整した上で、以下の条件が認められる場合には、町長が一時立入りを許可します。
 - ・ 一時立入りの目的が公益目的に合致すること
公共事業(除染業務、災害復旧工事、復興事業等)などの施工
 - ・ 安全確保・汚染拡大防止が図られていること
 - a. 放射線保護のための必要な装備が確保されていること
(線量計、タイベックススーツ、雨合羽など)
 - b. 一時立入り者は「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(除染電離則)を遵守すること。
 - ・ 町長が公益上特に必要と認めるもの

◆ 申請手続き

立入りを希望する日の**10日前**までに以下の書類を双葉町住民生活課へ郵送又はメールでお送りいただくか、直接窓口へご提出ください。

● 提出書類

1. 公益目的の一時立入りに関する申請書
2. 業務に係る関係書類等
(インフラ復旧業務委託契約書の写しなど)

● 注意事項

郵送期間を要しますので、早めの申請をお願いします。
立入日直前に申請を頂いた場合には、希望立入日までに車両通行証の交付が間に合わないことがありますので、予めご了承ください。

● 放射線管理について

帰還困難区域に一時立入りされる際は、**線量計を必ずお持ちください**。また、線量計およびGMサーベイメータについてはスクリーニング場で単日のみ借用可能です。なお、機材の数に限りがありご要望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。詳しくは双葉町住民生活課までお問い合わせください。

● 月に一度、町へ報告書の提出(立入り実績なしの場合も含む)を必ず提出してください

※ 提出いただかない場合は、次回以降の公益立入り申請をお断りさせていただきます。

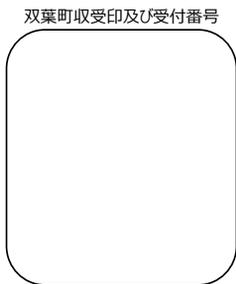
● その他

- ・ 帰還困難区域が危険であることを十分認識し、自らの責任において立入りをお願いします。
- ・ 申請した立入場所以外への立入りはできません。
- ・ 帰還困難区域から退域する際には、自身の身体及び立入車両について、確実にスクリーニングを実施し、必要があれば除染をお願いします。
- ・ 搬出物品については必ずスクリーニングを実施し、1万3千cpm以下であることを確認してください。なお、食べ物・薬・化粧品等、体内に直接入るものや触れるものは持ち出しをお控えください。
- ・ 帰還困難区域に立入る際は、必ず申請書の写しと車両通行証、及び運転手を含めた立入者全員の身分証明書(運転免許証など)を携行してください。
- ・ 立入者及び車両を追加する場合も申請が必要となりますので立入希望日の5日前までに必ず追加申請手続きを行ってください。

◆ 公益目的の一時立入りに関する申請書（1枚目） 記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

双葉町長



申請者	法人・組織名	双葉町役場いわき事務所 住民生活課
	代表者氏名	双葉 太郎
連絡先	担当者氏名	双葉 太郎
	〒	974-8212
	住所	福島県いわき市東田町二丁目19-4
	TEL/FAX	0246-84-5206 / 0246-84-5213

帰還困難区域への公益目的の一時立入りに関する申請書

私は、自らの責任において、帰還困難区域への一時立入りをしたいので、下記のとおり申請します。
また、「帰還困難区域への公益目的の一時立入りを申請される事業者の方へ（注意事項）」を確認した上で立入りをを行います。

記

- ① 立ち入り希望日 令和〇〇年〇〇月〇〇日(月)～令和〇〇年〇〇月〇〇日(月)
- ② 立ち入り場所(住所等) 双葉町大字新山字前沖28番地
- ③ 一時立ち入りをする目的 事業再開のための書類持ち出し
- ④ 双葉町への立ち入り経路(次の経路から選択して☑をつけてください。重複選択可)

☑	経路名	通行ゲート名	主なスクリーニング場	備考
☑	国道288号	山田G	中屋敷・大川原	主な出発地：郡山市
☑	国道6号・常磐自動車道（常磐富岡IC・浪江IC）	双葉町G* ¹	高瀬・高津戸・毛萱	主な出発地：いわき市・仙台市

各ゲートの通行可能時間については、以下の通りです。

「双葉町ゲート」*及び「山田ゲート」については、9：00～17：00となります。

*¹双葉町ゲートとは、国道6号の牛踏交差点・寺内前交差点・高万さく交差点・東北レミコン様前となります。

- ⑤ スクリーニング場(次の候補から選択して☑をつけてください。重複選択可)

☑	No.	箇所名	所在地	受付時間	連絡先
<input type="checkbox"/>	1	津島活性化センタースクリーニング場	浪江町下津島字松木山22-1	9:00～18:00* ²	080-8014-0721
<input type="checkbox"/>	2	加倉スクリーニング場	浪江町大字加倉字加倉前20-1	9:00～18:00	070-4573-8872
<input type="checkbox"/>	3	高瀬スクリーニング場	浪江町大字高瀬字小高瀬迫183	9:00～18:00	080-8014-0697
<input type="checkbox"/>	4	中屋敷スクリーニング場	大熊町大字野上字小塚地内	9:00～18:00* ²	070-4573-8871
☑	5	大川原スクリーニング場	大熊町大字大川原字西平591-1	9:00～18:00	070-4573-8870
☑	6	高津戸スクリーニング場	富岡町大字上手岡字高津戸地内	9:00～18:00	070-4573-8869
☑	7	毛萱・波倉スクリーニング場	富岡町大字毛萱字前川原232-16	9:00～18:00	070-4573-8868
<input type="checkbox"/>	8	その他の方法でスクリーニング	実施方法：		

*²冬期(12月1日～3月31日)の運営時間は、9:00～17:00となります。ご注意ください。

※ 2.加倉スクリーニング場、7.毛萱・波倉スクリーニング場以外では、重機・特殊車両・大型車両のスクリーニング対応ができない場合がありますので、事前にお電話等でご確認ください。

双葉町記入欄	双葉町確認 <input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 不同意	令和 年 月 日
		双葉町 第 号

◆ 公益目的の一時立入りに関する申請書（2枚目） 記入例

⑥立入者 ※注意事項「6. 同意事項」を確認の上、同意事項確認欄にチェックしてください。
(立入者全員について記載してください。欄が不足する際は必要事項を記入した別紙としてください。)

No.	法人・組織名	氏名	緊急連絡先（携帯番号等）	同意事項確認
1	双葉町役場いわき事務所 住民生活課	双葉 太郎	090-1234-5678	<input checked="" type="checkbox"/>
2	双葉町役場いわき事務所 住民生活課	双葉 次郎	090-5678-1234	<input checked="" type="checkbox"/>
3	双葉町役場いわき事務所 住民生活課	双葉 三郎	090-8765-4321	<input checked="" type="checkbox"/>
4				<input type="checkbox"/>
5				<input type="checkbox"/>
6	立入りされる可能性がある方全員のお名前を記入してください			<input type="checkbox"/>
7				<input type="checkbox"/>
8				<input type="checkbox"/>
9				<input type="checkbox"/>
10				<input type="checkbox"/>

⑦立入車両 ※記載車両以外は、ゲートを通することができません。(欄が不足する際は別紙としてください。)

No.	車種	色	ナンバー			
1	日産 セレナ	シルバー	いわき	501	ふ	5204
2						
3	使用する可能性がある車両すべてを記入してください					
4						
5						

⑧搬出予定物品 (具体的に記載してください。)

※食べ物、生き物、業務に関係のないもの、左記以外のものでもスクリーニングの結果1万3千cpmを超えたものの持ち出しはご遠慮いただいております。(欄が不足する際は別紙としてください。)

物品等の種類	数量	物品等の種類	数量
業務書類	ダンボール1箱		
※持ち出す品物がない時は、「持ち出し品なし」と記入して下さい。			

⑨放射線管理 (立入りの際は、事業者責任において準備するGMサーベイメータ及び線量計を必ずお持ちください。)

※GMサーベイメータ及び線量計の確保方法について、それぞれいずれかに☑を付けてください。「その他」に☑を付ける場合は、具体的な確保方法を記載してください。(貸出もしていますので、詳しくは住民生活課までお問い合わせください。)

GMサーベイメータ	<input type="checkbox"/> 自分で準備	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (高津戸スクリーニング場で受検)
線量計	<input checked="" type="checkbox"/> 自分で準備	<input type="checkbox"/> その他 ()

⑩その他 重機等の持ち込み機材や搬出予定車両がある場合は、別途任意様式をご準備ください。

特別通過交通について

◆ 特別通過交通制度・特別通過交通対象ルート

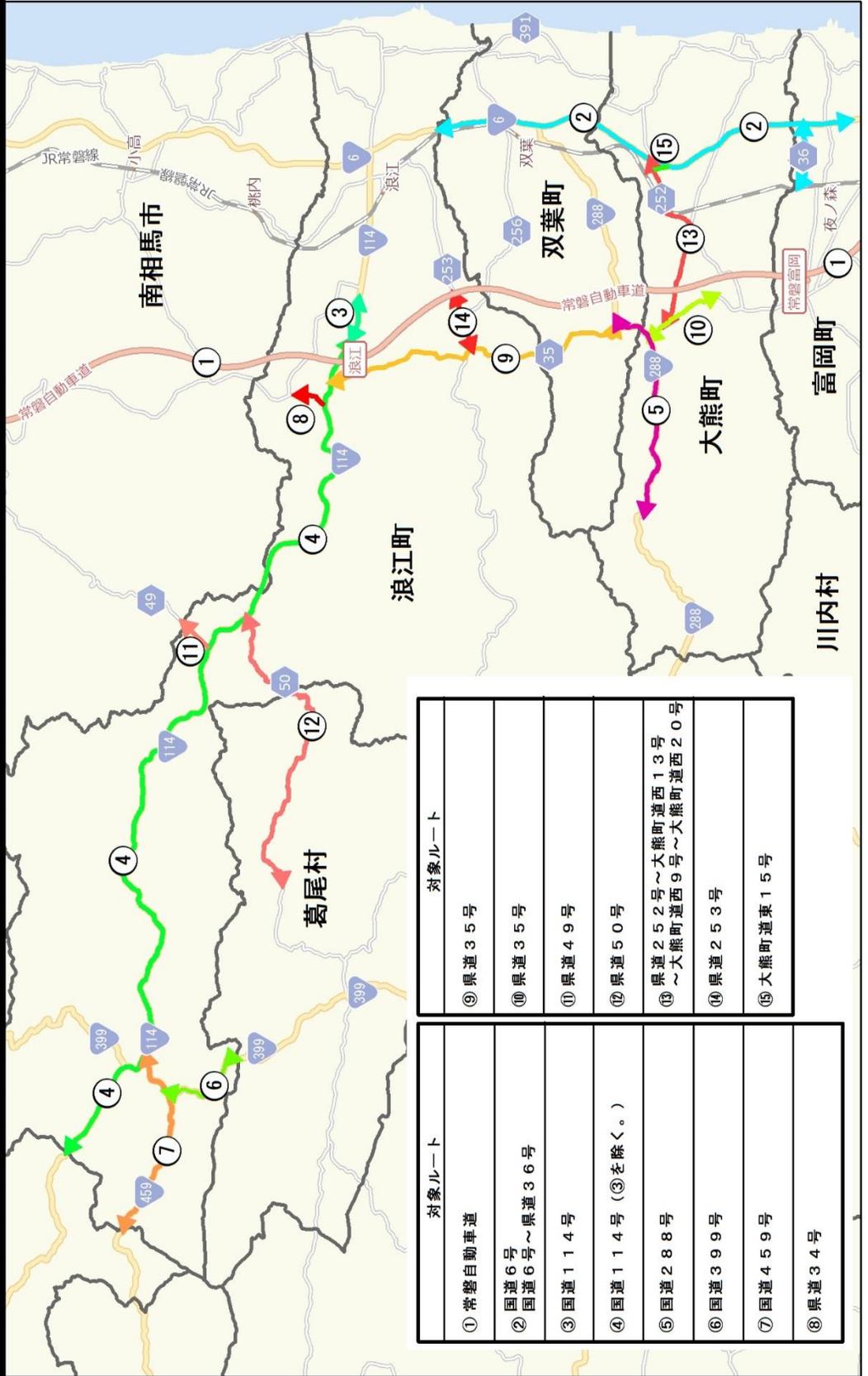
帰還困難区域内特別通過交通とは、被災地域の復旧・復興を図るため、帰還困難区域内の主要幹線道路を車両通行証なしで通過可能とする制度です。

※ 令和元年9月5日より⑨県道35号(国道114号～国道288号)の特別通過交通が可能となりました。

特別通過交通対象ルート

	対象ルート	地点	対象者及び対象ケース
①	常磐自動車道	帰還困難区域を通過する区間	高速自動車国道法の定めるところによる
②	国道6号 国道6号～県道36号	浪江フローラ前-旧富岡消防署前 浪江フローラ前-大菅ゲート	自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く
③	国道114号	浪江IC-旧室原ゲート	原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く
④	国道114号(③を除く)	浪江IC-津島ゲート	自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く
⑤	国道288号	中屋敷ゲート-山田ゲート	自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く
⑥	国道399号	国道114号-葛尾村境	自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く
⑦	国道459号	国道399号-川俣町境	自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く
⑧	県道34号	国道114号-帰還困難区域境	自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く
⑨	県道35号	国道114号-国道288号	自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く
⑩	県道35号	国道288号-野上橋ゲート	自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く
⑪	県道49号	国道114号-原浪トコ南ゲート	自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く
⑫	県道50号	国道114号-帰還困難区域境	自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く
⑬	県道252号～大熊町道西13号～大熊町道西9号～大熊町道西20号	国道6号-県道35号	自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く
⑭	県道253号	県道35号-酒井地区の帰還困難区域境	自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く
⑮	大熊町道東15号	国道6号-県道252号	自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く

◆特別通過交通ルート(図)



対象ルート	対象ルート
① 常磐自動車道	⑨ 県道35号
② 国道6号 国道6号～県道36号	⑩ 県道35号
③ 国道114号	⑪ 県道49号
④ 国道114号(③を除く。)	⑫ 県道50号
⑤ 国道288号	⑬ 県道252号～大熊町道西13号 ～大熊町道西9号～大熊町道西20号
⑥ 国道399号	⑭ 県道253号
⑦ 国道459号	⑮ 大熊町道東15号
⑧ 県道34号	

◆ 特別通過交通制度を利用するにあたっての 注意事項

帰還困難区域を通過交通するにあたっては、下記事項について注意していただくようお願いいたします。

- 帰還困難区域の道路は、原発事故の影響により通常の維持管理ができない状況であり、未補修の箇所もあるため注意して通行してください。
- 特別通過交通で利用可能な路線はあくまで通過を目的としたものです。車両の**駐停車は禁止区域**となっております。
- 今回特別通過交通となりました県道35号沿線に用事のある方は従来の立入り方法にバリケード開閉依頼が追加されました。沿線住民の方へご案内している立入り方法について、再度確認をお願いします。
- 県道35号沿線から枝道へ入る場合は、車両通行証が必要となります。
- 浪江IC～室原ゲート以外の自動二輪の通行は禁止となっておりますのでご注意ください。

双葉町民以外の方のお墓参りについて

双葉町民の親戚や知人がいない場合、又は親戚や知人とお墓参りの日程が合わない場合に限り、以下の手続きによりお墓参り専用通行証の申請ができます。

◆ 申請手続き

以下の書類を、双葉町住民生活課へお持ち込みいただくか、郵送またはFAXにてご提出してください。

● 提出書類

1. 双葉町内お墓参り専用通行証申請書
2. 顔写真付き身分証明書(運転免許証、パスポート等)の写し
3. お墓の場所と経路を示した地図(赤ペンでルートを記入していただきます。P.27を参照してください。)

● 注意事項

郵送期間を要しますので、立入りを希望する日の10日前までにお申し込みください。

現地受付係員等の指示には必ず従ってください。

◆ 入域可能時間及び通行ルートについて

● 入域可能時間帯

午前9時～午後4時(時間外は入域できません。入域可能時間は5時間以内となります。)

● 通行ルート

お墓参り専用となっておりますので、寄り道等はご遠慮くださいますようお願いいたします。

◆ お墓参り当日お持ちいただくもの

双葉町内お墓参り専用通行証

立入者名簿(提出いただいた申請書の写し)

立入者全員分の身分証明書

※立入りの際、通行確認ゲートにて上記の書類を確認いたしますので、お忘れなくお持ちください。

◆ お墓参り専用通行証申請書（表面） 記入例

双葉町内お墓参り専用通行証申請書 (双葉町民以外の方のお墓参り専用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

双葉町長

★お申込みされる方の情報（顔写真付きの身分証明書の写しを添付願います。）

お名前 申請者のお名前をご記入ください

送付先 〒 お墓参り通行証は郵送となりますので送付先住所を記入してください

双葉町内墓所名・住所 例 寺内前霊園（個人墓地の場合は所在地を記入してください）

県道35号バリケード開閉依頼 あり なし

入城バリケード番号：通過するバリケード番号をご記入ください 入城時刻：時間を記入してください

退城バリケード番号：通過するバリケード番号をご記入ください 退城時刻：時間を記入してください

※ご注意ください
墓所名、及び墓地の住所は、大字〇〇または小字〇〇までわかる範囲でご記入ください。あわせて国道6号からの経路図を作成して添付してください。経路図の作成が困難な場合は双葉町 住民生活課にて指定ルートを作成します。
なお、**お墓参り専用通行証では指定ルートを外れての通行はできません。**帰還困難区域を含む双葉郡内は、警察等による防犯巡回を強化中です。各幹線道路の通行確認ゲートで通行証と身分証明書の確認があります。また、双葉郡内及び双葉町内にて通行証や身分証明書の提示を求められる場合があります。あらかじめご了承ください。

★希望される立ち入り日 **帰還困難区域内のお墓参りは月1回の制限があります。**
希望期間は1週間まで指定できますが、ご利用日はそのうちの1日となります。

令和〇年〇月〇日(〇) ~ 令和〇年〇月〇日(〇)までの1日のみ有効

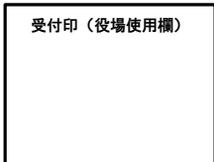
帰還困難区域等への入城可能時間は午前9時～午後4時となります。

★立ち入りに使用される車両情報

メーカー：ジッサン 車名：ドントクルーガー 色：白

いわき ① ② ③

あ ④ ⑤ — ⑥ ⑦

受付印（役場使用欄）


◆ お墓参り専用通行証申請書（裏面）

記入例

◎お墓参りされる方（お墓参りされる方全員分のお名前等を記入してください。）

お名前	生年月日	携帯電話番号	線量
福島 太郎	S.〇〇.〇.〇	090-〇×△×-□×△〇	μ Sv
福島 花子	S.〇〇.〇.〇	090-〇×△×-□×△〇	μ Sv
			μ Sv

帰り中継基地使用欄↑

個人積算線量計をお持ちの方はご自身で記入ください。

★防護装備等の受け取りとスクリーニングについて

※ 次の6つの中継基地等で防護装備の受け取りとスクリーニングを受けていただきます。
 双葉町内に立ち入る前と立ち入り終了後に必ずお立ち寄りください。

チェック欄に行きと帰りにご利用されるスクリーニング場にそれぞれチェックを入れてください。
 個人積算線量計をお持ちでない方は受付スクリーニング場にて貸し出しいたします。

スクリーニング場名	チェック☑	
	行き	帰り
① 加倉スクリーニング場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 高瀬スクリーニング場	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 中屋敷スクリーニング場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 大川原スクリーニング場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 高津戸スクリーニング場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 毛萱・波倉スクリーニング場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
個人積算線量計をお持ちでしょうか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

個人積算線量計をお持ちの方は、ご自身の線量管理にご協力をお願いいたします。上記名簿の備考欄に、立ち入り終了後の線量計の値を記入され、ご自身の線量管理にお役立てください。

※通信欄（必要に応じて役場で記入します。）

◆ お墓の場所と経路を示した地図 記入例

**立ち入り先のお墓と経路を
朱書きで示してください。**

**立ち入り霊園・墓地の名称
(墓地一覧をご参照ください。)
(個人墓地の場合は所在地を記入してください。)**

双葉町寺内前霊園

墓地番号	墓地名
1	鴻草共同墓地
2	鴻草墓地
3	渋川共同墓地
4	中田共同墓地
5	唐沢共同墓地
6	松倉共同墓地
7	上羽鳥共同墓地
8	上羽鳥沢入共同墓地
9	上羽鳥反町墓地
10	羽鳥共同墓地
11	下羽鳥共同墓地
12	下羽鳥南菅町墓地
13	長塚越田共同墓地
14	自性院長塚霊園
15	双葉町越田霊園
16	下長塚共同墓地
17	双葉町寺内前霊園
18	長塚町東共同墓地
19	自性院墓地
20	新山共同墓地
21	光善寺墓地
22	下条共同墓地
23	郡山鞆治内墓地
24	郡山共同墓地
25	前田共同墓地
26	目迫長迫共同墓地
27	水沢共同墓地
28	自性院前田霊園
29	前田鞆内墓地
30	山田上の台共同墓地
31	山田小豆迫墓地
32	山田川縁共同墓地
33	松迫共同墓地
34	石熊下八房平共同墓地
35	石熊南八房平共同墓地

最短ルートを指定してください。事務手続きの際、役場で修正する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

連絡先一覧

双葉町役場

いわき事務所住民生活課

〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目19-4

TEL : 0246-84-5206 FAX:0246-84-5213

郡山支所 〒963-8024 福島県郡山市朝日1丁目20番2号

TEL:024-973-8090

埼玉支所 〒347-0105 埼玉県加須市騎西36番地1

加須市騎西総合支所内 TEL:048-053-7780

コールセンター

TEL : **0120-220-788**

平日：午前8時～午後8時 土日・祝日：午前8時～午後5時

双葉警察署

双葉警察署 0240-22-2121

双葉警察署 浪江分庁舎 0240-34-2141

双葉広域消防

双葉地方広域市町村圏組合消防本部 0240-25-8523

富岡消防署 0240-22-2119

富岡消防署 檜葉分署 0240-25-2119

富岡消防署 川内出張所 0240-38-2119

浪江消防署 0240-34-4111

浪江消防署 葛尾出張所 0240-29-2119

